

肥料価格高騰対策(春肥追加申請) のご案内

肥料価格高騰対策事業について、当初令和4年度末までに支援金の支払いを完了したいとの国の意向から、令和5年2月に申請書の作成手続きを行いました。その後春肥についてのみ申請期間が延長になりました。つきましては、下記日程にて春肥支援金申請書の受領会を再度開催しますので、ご案内致します。

受領会場・日時

日時	9:00~12:00、13:00~16:00	会場
6月16日(金)	明戸、大寄、深谷、豊里、八基、幡羅地区	北部営農経済センター
6月19日(月)	明戸、大寄、深谷、豊里、八基、幡羅地区	北部営農経済センター
6月20日(火)	藤沢、楡挽、本郷、川本、武川、榛沢地区、寄居町	南部営農経済センター
6月21日(水)	全地区	南部営農経済センター

支援対象者

- ・令和5年2月に申請せず、新たに申請を希望する方
- ・令和5年2月の申請以降に注文・購入があり追加申請を希望する方

支援金の計算式

$$\text{支援金} = \left(\text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費}}{1.4} \div \frac{\text{価格上昇率}}{0.9} \div \text{使用量低減率} \right) \times 0.7$$

申請に必要なもの

- 1 本年春肥(令和4年11月~令和5年5月に注文)の注文時期と購入価格がわかるもの(注文票など)と、領収書または請求書の写し
- 2 農産物の販売実績を確認できる書類の写し
販売代金精算通知書(JA出荷の場合)、取引先が発行する仕切書 など
- 3 支援金を入金する口座が確認できる通帳表紙裏面の写しまたはキャッシュカードの写し
支援金はJA口座に入金いたします
- 4 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと
受領会時に申告、後日実績が確認できる書類を提出していただきます

※2月に申請済みの方は①のみで結構です。